

事務連絡
平成18年7月7日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療用医薬品再評価に係る指定品目(その61)の名称の取扱いについて

今般、平成18年厚生労働省告示第429号「再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定した件」、平成18年7月7日付薬食発第0707001号厚生労働省医薬食品局長通知、平成18年7月7日付薬食審査発第0707001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により医療用医薬品再評価に係る指定品目(その61)を示したところでありますが、有効成分の名称については平成18年3月31日付薬食審査発第0331013号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知(以下「課長通知」という。)[「日本薬局方における日本名命名法変更に伴う医薬品の一般的名称(JAN)の取扱いについて」に従ったものでありますので、ご了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮願います。

なお、これまで品質再評価結果が示され、日本薬局方外医薬品規格第三部に収載されたものの名称につきましては、課長通知の別紙に示す命名法に従い適切に読み替えるものとし、その取扱いについても課長通知に従うものと致します。

